

五島市監査委員公表第5号

令和2年6月及び7月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和3年2月19日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市長 野口市太郎

令和2年度例月財務監査結果報告（令和2年8～10月監査分）に係る  
措置について

令和2年10月21日付け2五監第576号の例月財務監査の結果における、指摘事項  
1(3)について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規  
定に基づき通知いたします。

#### 記

#### 1 指摘事項

(3) 本窯渡船待合所及び奥浦渡船待合所に設置している自動販売機の私用電気料に  
ついて

本窯渡船待合所及び奥浦渡船待合所に設置している自動販売機の私用電気料につ  
いては、平成27年11月請求分から令和2年9月請求分までにおいて、次の表の  
とおり平成29年2月分の請求漏れ、令和元年10月からの消費税率改定に伴う違  
算による過不足などが複数見受けられる。

その原因は、私用電気料の内容を確認できる書類（以下「内容確認書類」という。）  
をチェックすることなく、従前どおり漫然と事務処理をしていたことなどによるも  
のである。五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）第21条第1項は、  
収入命令権者は、歳入を調定するに当たっては、歳入の所属年度、歳入科目、金額  
その他必要と認める事項を調査し、確認しなければならないと規定するから、調定  
伝票については、添付する内容確認書類に誤りがないようチェック体制を強化され  
たい。

公有財産の使用に係る光熱水費については、公有財産貸付事務処理手順に基づき、  
実費徴収となるよう適正に算出すべきである。不足額2,933円については、速  
やかに追加徴収されたい。

## 渡船待合所に設置している自動販売機の私用電気料不足額一覧

(単位：円)

区 分	平成27年度 (11月請求分から)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月請求分まで)	不足額
本郷渡船待合所	3	△ 126	1,362	△ 3	△ 1	0	1,235
奥浦渡船待合所	3	△ 62	1,694	6	31	26	1,698
計	6	△ 188	3,056	3	30	26	2,933

## 【講じた措置】

[産業振興部商工雇用政策課]

私用電気料算出様式の端数処理の計算方法が誤っていたため、正しい端数処理計算に改めました。

また、担当者が九州電力からの請求書を基に算出に必要な料金及び電力量を入力していましたが、入力の誤りをチェックできる方法がとれていなかったため、調定伝票の決裁時に算出資料及び請求書を添付し、決裁者において再度確認をすることを課内職員全体で確認・共有しました。

なお、不足分については、請求先に対して請求額の誤りについてのお詫びと追加分の納入を依頼し、不足分2,933円の納入を確認しました。